

笠岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による笠岡市条例の改正の請求を令和8年4月23日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、笠岡市条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和8年4月23日

笠岡市長 栗尾典子

1 条例改正請求代表者

笠岡市富岡344番地20	柚木 義和
笠岡市笠岡2100番地	河田 仁志
笠岡市山口1777番地	高木 勇三

2 請求の要旨

別紙写しのとおり



(別紙1)

1. 請求の要旨

「笠岡市議会の議員の定数を定める条例」の改正を請求します。
理由は以下となります。

笠岡市議会基本条例（平成25年3月1日施行）第25条の第2項には、「定数の見直しにあたっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない」とあります。

笠岡市の現状は、昨年来、「財政危機」が表明され、市民生活にかかる、さまざまな分野で予算の削減、縮減が行われている現状です。

このことから、笠岡市議会は自らも議員定数を削減し、これをもって福祉的、文化的な日常生活に資する恒常的な財源（約14,000千円）を確保し、市民生活の充実に補てんするべきものであると考えます。

私たちは、市議会基本条例第25条第2項に則り、笠岡市議会議員の定数を20人から18人に減員することを求めます。



(別紙2)

直接請求をする条例改正案

笠岡市議会の議員の定数を定める条例

平成14年3月18日

条例第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、笠岡市議会の議員の定数は18人とする。

附則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

参考

改正の要点

笠岡市議会の議員の定数を改める

区 分	改正後	改正前
議員定数	18人	20人